

令和 7 年度（二次公募）

菊川市創業支援事業費補助金

申請の手引き

本書は、補助事業を適正かつ効率的に実施していくためのポイント、留意点を記しています。また、本補助事業は、「菊川市創業支援事業費補助金交付要綱」に基づき実施しますので、事業実施前に必ず本書と併せてご確認ください。

目次

重要な事項についての説明.....	1
1 制度の趣旨.....	2
2 対象事業.....	2
3 補助対象者.....	2
4 募集期間.....	3
5 補助対象経費.....	3
6 補助率.....	3
7 交付の要件.....	3
8 事業採択.....	3
9 補助金交付までの流れ.....	4
10 補助対象経費の詳細.....	5
11 その他.....	6
12 問合せ先.....	6
【参考】補助金に係る事務手続き.....	7

重要な事項についての説明

- ◆補助金の申請窓口は菊川市産業支援センターです。
 - ・受付時間は平日の午前8時15分～午後5時までです。
- ◆申請期間は12月1日（月）～12月19日（金）です。
- ◆国、県、市、その他の機関が助成する他の制度（補助金・委託費等）と重複して申請することはできません。
- ◆対象となるのは、令和7年4月1日（火）から令和8年3月15日（日）までに行った事業のみです。
 - ・補助金を申請した後には、補助金の交付を決定するための審査があります。
 - ・令和7年3月31日以前に発注、契約したもの、令和8年3月16日以降に支払いをしたもの等は補助の対象外です。
- ◆採択審査結果の内容についての問合せには応じられません。
 - ・採択審査結果の内容についての問合せには応じかねますので、ご理解の上、申請をしてください。
- ◆補助事業の内容等の変更には、事前の承認が必要です。
 - ・交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、予め（変更する前に）所定の書類を提出し、承認を受けなければなりません。お早めにご相談ください。
- ◆実績報告書を提出し、審査を受けなければ補助金は受け取れません。
 - ・補助事業が終了した後は、速やかに所定の書類（実績報告書、事業の実施が確認できる書類（発注書や現場写真等）のほか、支出した証拠を示す書類（領収書等）を提出し、審査を受けなければなりません。
 - ・適正に補助事業が行われたことが確認できた場合にのみ、補助金が支払われます。
 - ・補助金の支払いは、実績報告書を提出したおよそ1か月から1か月半後となりますので、それにあわせた資金計画を立ててください。
- ◆消費税は補助対象になりません。
- ◆補助事業に係る書類は、他の書類と区分し、5年間保存しなければなりません。
- ◆補助事業終了後3年間は、決算状況等の調査に回答していただきます。
 - ・補助事業の成果状況を確認するため、事業終了後3年間は、決算書等の提出を求めることがあります。市の調査に応じ回答してください。

1 制度の趣旨

この補助金は、創業の裾野を広げ、新しい価値やサービス、雇用の創出を促すことで、地域経済を活性化させることを目的としています。創業に要する費用の一部を補助し、市内で創業する人を支援する制度です。

2 対象事業

市内に事業所等を設け、新たに起こす事業（創業）

（注）既に事業を行っている個人又は法人が、新たに開始する又は拡大する事業は対象外です。

3 補助対象者

市内において創業を予定している、又は創業の日から2年を経過していないものであって、以下のいずれにも該当する人（法人を含む）

- (1) 菊川市創業支援等事業計画に基づいて実施する創業に必要な知識習得のための支援（特定創業支援等事業による支援：4回以上かつ1か月以上）を受けている。

【参考】菊川市の特定創業支援等事業の一覧

事業名	支援機関	連絡先
経営相談会	菊川市産業支援センター	0537-35-0930
創業支援セミナー (EnGAWAビジネススクール)		
創業相談窓口	菊川市商工会	0537-36-2241
創業塾		
就農相談窓口	遠州夢咲農業協同組合	0537-73-5550
創業スクール	浜松いわた信用金庫	053-450-7130
創業に係る個別相談 ※平時の融資面談ではありません	市内金融機関	-

- (2) 事業拠点が菊川市（主たる事業所等を市内に有する、移動販売を行う場合は市内に住所を有する）である。
- (3) 申請日から3年以上継続して、市内で事業を行う意思がある。
- (4) 創業を行う事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与することとなるものである。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、又は反社会的勢力との関係を有しない。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない。
- (6) 市税に滞納がない。

（注）フランチャイズチェーンの加盟店として事業を営む場合は対象外です。

4 募集期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月19日（金）午後5時 必着

※土日、祝日を除く、午前8時15分から午後5時まで

5 補助対象経費

創業に係る経費のうち、法人設立等に係る申請書類作成費、事業所等借入費、設備費、キャッシュレス決済導入費

（注）国、県、その他支援機関から補助を受けているものは対象外です。

6 補助率

2分の1以内（上限額50万円）

（注）同一事業者に対する補助金の交付は1回限りです。

7 交付の要件

- （1）創業を予定しているものにあたっては、令和8年3月13日（金）までに「個人事業の開業等届出書」又は「法人設立届出書」を税務署に提出すること
- （2）許認可等を必要とする業種の創業にあたっては、令和8年3月13日（金）までに当該許認可等を受けること
- （3）交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること
- （4）補助事業に関する書類は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存すること
- （5）補助金の事業成果を検証するため、補助金の交付を受けた年度の終了後3年間は市へ決算関係書類を提出すること

8 事業採択

交付の決定にあたっては、実現性、成長性、資金調達の見込みを含む継続性等を総合的に勘案します。

【参考】審査基準

区 分	内 容
資格要件	必要な書類がすべて提出されているか。 特定創業支援等事業による支援を受けているか。 過去に当該補助金を受けた者ではないか。
意義・意欲	事業に取り組む動機や目的が明確になっているか。
経営ビジョン	自社の強みや弱み、環境についての確に把握、分析ができているか。

実現可能性	活動の内容・規模に見合った適正な資金計画となっているか。 無理のない社内体制及び事業スケジュールが策定されているか。
継続性	市場ニーズが見込めるか（対象となる市場の特性を踏まえているか）。 補助金による経費負担がなくなった場合に、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないか。
資金調達の見込み	自己資金に加え、補助金が交付されるまでの事業資金について、十分に調達が見込まれているか。

（注）採択審査結果の内容についての問合せには応じられません。

9 補助金交付までの流れ

（1）申請手続き

補助金の申請にあたっては、あらかじめ市内の支援機関に相談をすることで、必要なサポートを受けることができます。申請書類の準備が整いましたら、作成した書類一式を産業支援センターへ提出します。

（2）採択審査

外部有識者を含む委員会で審査を行います。審査の結果、補助金の交付が決定すると「交付決定通知書」が送付されます。

（3）事業実施

4月1日から翌年3月15日までにを行ったものが対象です。外部環境の変化等によりやむを得ず当初の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ所定の変更承認申請書を提出し、市の承認を得なければなりません。

（4）実績報告

事業の終了後10日以内に、支出した経費の根拠資料（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、預金通帳の該当部分の写し等）等を添えて、市へ実績報告書を提出します。市は、実績報告書に基づき審査を行い、適正に補助事業が行われたことが確認できると「交付確定通知書」を送付します。提出期限の延長は、一切認められませんのでご注意ください。

（5）補助金の請求

交付確定書を受領してから10日以内に市へ「請求書」を提出します。後日、指定口座へ補助金が振り込まれます（数週間程度かかります）。振込完了の通知は行わないため、通帳等で入金確認を行ってください。

10 補助対象経費の詳細

補助対象経費は、補助事業実施のために必要となる経費のうち、以下の3点すべてを満たしている必要があります。

- (1) 使用目的が、当該事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 令和7年4月1日（火）以降に発注・契約したもので、令和8年3月15日（日）までに支払いを完了していること
- (3) 書類等によって内容及び金額等が確認できること

区分	経費内容	【参考】補助対象経費の例
法人設立等に係る申請書類作成費	補助事業の実施に当たり必要となる行政手続き費用	●法人設立に係る登記や許認可等の事務代行料
事業所等借入費	補助事業の実施に当たり必要となる事業所等を賃借する費用（最大6か月分）	●店舗物件の家賃と共益費 ●事業所に併設する駐車場の賃料
事業所等設備費	補助事業の実施に当たり不可欠な設備の購入費	●店舗・事務所の開設に伴う外装工事費、内装工事費 ●電話、インターネット回線開通工事 ●事業実施のために必要なシステム導入（サーバ環境整備、データベース構築等）に係る費用
キャッシュレス決済導入費	補助事業の実施に当たり必要となるキャッシュレス決済の導入費用	●キャッシュレス決済端末の購入費 ●キャッシュレス決済と連携可能な会計ソフトの購入費

（注1）補助対象金額が確認できるように、申請に当たっては見積書を添付すること

（注2）経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行うこと

（注3）住居兼店舗・事務所については、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分とを明確に区別すること

（注4）対象外となるもの

- ・国や地方公共団体へ納めるべき費用（登録免許税、定款認証料、収入印紙代、購入商品の消費税、各種証明書の発行手数料等）
- ・振込手数料及び送料
- ・不動産の購入費
- ・車両やパソコン等、汎用性が高いもの
- ・事務用品などの消耗品

- ・中古品の購入費
- ・家庭用及び一般事務用のソフトウェア購入費、ライセンス費用、保守料
- ・申請者の３親等以内の親族及び親族が経営する法人等に支払う費用
- ・事業所等の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
- ・火災保険料、地震保険料など各種保険料

11 その他

- (1) 事前相談を受け付けております。補助金活用をご検討の際は、まずは産業支援センターへご連絡ください。
- (2) 採択された補助事業については、その取り組み内容をホームページや事例集等により公表することがありますのでご注意ください。
- (3) 補助金の交付後３年間は、事業成果の確認のため、決算資料等を市へ提出していただきます。

12 問合せ先

菊川市役所 産業支援センター 産業支援センター係
(菊川市堀之内1446番地 1階)
受付時間：午前8時15分～午後5時
連絡先：0537-35-0930
メール：sangyou@city.kikugawa.shizuoka.jp

時期	補助事業者（申請者）	事務局（菊川市）
令和 7 年 12 月 1 日～19 日まで 令和 8 年 1 月～ 1 月下旬頃 令和 8 年 3 月 15 日まで	補助金交付申請書提出 【要綱第 7 条】 < 交付決定後、事業実施 > ※令和 7 年 4 月 1 日以降に発生した経費が補助対象 事業完了 ※事業完了期限を過ぎて支出した経費は対象外 実績報告書提出 【要綱第 12 条】 ※事業完了後 10 日以内に、不備不足のない状態で提出 補助金精算払請求 【要綱第 14 条】	審査 【要綱第 8 条】 補助金交付決定 【要綱第 9 条】 審査 補助金額の確定 【要綱第 13 条】 補助金の支払い
令和 8 年 4 月 1 日以降	事業の成果状況の報告 ※市からの求めに応じ、3 年間回答	